



海外投資家振替社債利子等 非課税制度恒久化の概要

<平成25年度税制改正前の制度の概要>

- 海外投資家が受ける振替社債等の利子及び償還差益については、振替国債及び振替地方債と同様、一定の手続要件を満たせば非課税とされていました。しかし、その対象となる振替社債等は、平成25年3月31日までに発行されたものに限られていました。

<平成25年度税制改正の概要>

- 非課税の恒久化:
海外投資家が受ける振替社債等の利子及び償還差益については、恒久的に非課税とされることになりました。ただし、振替社債等のうち特定目的信託の社債的受益権(いわゆる日本版スクーク)、及び地方公共団体との間に100%の支配関係がある内国法人が発行する利益連動債(いわゆる日本版レベニュー債)については、平成28年3月31日までに発行されたものに限り非課税となります。

平成25年度税制改正後の 海外投資家に係る債券税制の概要

